

# 秋田駅東第三地区 区画整理だより

Communication  
第 48 号  
2016年5月18日

“ともにつくり ともに生きる人・まち・くらし”  
発行 秋田駅東地区土地区画整理事務所  
〒010-0851 秋田市手形字山崎44番地3  
Tel (018)834-2204 Fax (018)832-9931  
E-mail ro-urek@city.akita.akita.jp

## 平成28年度事業について

秋田駅東第三地区東側区域の道路築造や建物移転などを中心に事業を進めます。

### <当初予算額>

秋田駅東第三地区土地区画整理事業	1, 256, 554 千円
秋田駅東第三地区土地区画整理事業推進用地	765, 962 千円
合 計	2, 022, 516 千円

秋田駅東第三地区	27年度末	28年度末
進捗率(事業費ベース)	約59.3%	約62.8%(見込み)

- ◆道路整備 都市計画道路2路線の整備工事  
区画道路11路線の整備工事  
特殊道路1路線の整備工事
- ◆建物移転 35戸
- ◆その他 建物調査、測量、道路詳細設計、事業推進用地取得等、

平成5年度から平成27年度までの事業費の推移(補正を含む)

(百万円未満切捨)

年 度	事 業 費	年 度	事 業 費
平成5年度	408百万円	平成17年度	1,369百万円
平成6年度	715百万円	平成18年度	1,369百万円
平成7年度	1,364百万円	平成19年度	1,327百万円
平成8年度	1,101百万円	平成20年度	1,322百万円
平成9年度	1,355百万円	平成21年度	1,382百万円
平成10年度	1,004百万円	平成22年度	1,203百万円
平成11年度	754百万円	平成23年度	1,158百万円
平成12年度	618百万円	平成24年度	1,779百万円
平成13年度	1,191百万円	平成25年度	1,190百万円
平成14年度	911百万円	平成26年度	1,046百万円
平成15年度	626百万円	平成27年度	1,502百万円
平成16年度	604百万円		

## お知らせ

### ◆ 4月1日付け人事異動による駅東工事事務所の新体制です。

※ ○印は転入者となっております。

所長	○進藤 康幸
参事	菊地 聡、中島 芳美
計画工事担当	大友主席主査、○藤島主査、三浦主任、佐々木主任
換地担当	○佐藤主席主査、加賀谷主席主査、奈良主査
補償担当	鳥海主席主査、佐々木主査、鈴木主査、佐藤主査、高橋主任、○川上技師

※ 各担当業務内容は以下のとおりです。

計画工事担当	工事設計および施工、事業計画・予算等の業務
換地担当	土地評価、換地計画等の業務
補償担当	建物および工作物の補償、その他事業に伴う損失の補償、移転計画等の業務

以上の新体制で皆様のご理解を得ながら事業の推進に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、事業に関するご質問のほか、下水道や私道整備など生活環境に関するご意見、ご要望等がございましたら当事務所までご連絡ください。

### ◆ 私道にも公共下水道を設置します。

駅東第三地区内の東側区域で下水道の先行整備が可能な私道については、一定の条件を備えている場合、申請により市が下水道管を設置します。

設置を希望する場合は、「公共下水道私道内設置申請書」等の手続きが必要となりますので、詳細は下水道整備課へお問い合わせ下さい。

なお、当事務所でも整備可能路線を確認することができます。

問い合わせ先 秋田市上下水道局下水道整備課

電話 018-864-1455

### ◆ 道路の危険箇所について

土地区画整理事業施行地区内に限らず、道路に陥没等の危険箇所がありましたら当事務所（電話834-2204）や東部市民サービスセンター（電話853-1063）までご連絡ください。

## 土地区画整理審議会委員選挙のお知らせ

関係権利者の方々の意見を事業に反映させるための重要な機関として、土地区画整理審議会が設置されておりますが、これを構成する委員の任期（5年）が今年で満了を迎えるため、7月17日（日）に選挙を行う予定です。

選挙までの主なスケジュールは、次のとおりです。

- ▷ 5月20日（金） 選挙人名簿の縦覧開始
  - ・縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分まで
  - ・縦覧場所：秋田駅東地区土地区画整理工事事務所  
（秋田市手形字山崎44番地3）
- ▷ 6月 2日（木） 選挙人名簿の縦覧終了
- ▷ 6月27日（月） 選挙人名簿の確定および選挙すべき委員の数の公告
- ▷ 6月28日（火） 立候補の届出、推薦届の受付開始
- ▷ 7月 6日（水） 立候補の届出、推薦届の受付終了
- ▷ 7月 7日（木） 候補者の公告
- ▷ 7月12日（火） 選挙場、投票時間、開票日時の公告
- ▷ 7月17日（日） 投票、開票
- ▷ 7月19日（火） 当選人決定の公告

### Q & A

**Q：立候補する場合の手続きを教えてください。**

A：選挙人名簿を確定させる旨の公告があった日から10日以内に立候補届又は立候補推薦届（本人の承諾が必要）を市長に提出することにより、候補者となることができます。

**Q：選挙する人は誰ですか。**

A：施行地区内の関係権利者の方々が選挙人になります。所有権者から選出される委員は宅地の所有権者の方々が、借地権者から選挙される委員は借地権者の方々が、それぞれ選挙します。学識経験者から選出する委員は、市長が決定します。

**Q：不在者投票はできますか。**

A：できません。

**Q：代理投票はできますか。**

A：できません。

**Q：委員の身分は。**

A：地方公務員で、非常勤の特別職にあたります。

**Q：土地区画整理審議会の役割は。**

A：仮換地の指定や換地計画などについて、意見を述べるなどの権限があります。

〈委員の選挙に関しまして、ご不明な点がございましたら、当事務所にご連絡ください。〉

## 駅東会議室の利用について

日頃、駅東会議室をご利用いただきありがとうございます。

駅東会議室は、平成12年に新築して以来、事業に関連した集会や各町内会の会合については無料で使用許可し、皆さまの利便を図ってきたものですが、会議室を利用した方から、前に使った人が「灯油の補充をしていない」「ゴミを持ち帰っていない」「トイレの掃除をしていない（きたない）」などという指摘が後を絶たない状況が毎年続いておりました。そのためストーブの給油につきましては、平成23年1月からご自分で使用する分の灯油を給油していただくこととさせていただいております。（ご利用前の灯油は「空」の状態です。）

利用者は、一般常識的なマナーを守るとともに、利用後は十分に「確認欄」でチェックをして、お互い気持ちよく利用できるよう注意しましょう。

インターネット上に当事務所のホームページを開設しておりますので、ぜひご覧ください。（事業の紹介、話題や予定、事業に関する申請用紙等）

ホームページのアドレスは次のとおりです。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/ek/default.htm>

\* 電子メール(E-mail)のアドレスは ro-urek@city.akita.akita.jp となっております。

☆ 主な内容 ☆

○事業概要

○関連情報

- ・ 予算概要
- ・ 公共施設整備内容と進捗率
- ・ 事業説明会について
- ・ 区画整理だよりについて
- ・ 工事施工状況
- ・ 道路施工済箇所
- ・ 各種届出様式
- ・ よく寄せられる質問・要望などについて

## 土地売買・権利変動等に関するQ & A

**Q 1 土地を売買することは可能か。**

A 1 仮換地指定の有無にかかわらず、売買することは可能です。ただし、いくつかの土地をまとめて仮換地に反映している場合があります。売買する予定がある場合は、事前に事務所にご相談ください。（地権者以外の方が相談する場合は、地権者からの委任状が必要となります。）

**Q 2 所有する土地の道路部分に秋田市による所有権移転請求権仮登記（寄付予約）がついているが、この土地も売買しなければならないのか。**

A 2 仮登記は付いていますが所有者は地権者であり、この土地も地権者の換地として再配置される計画となっています。所有する道路部分の土地についても、必ず所有権移転を行ってください。

**Q 3 仮換地を分筆して売買したいがどうすればよいか。**

A 3 仮換地の分割、および従前地の地積測量図の作成等、施行者の技術的助言が必要となりますので事務所にご相談ください。

**Q 4 所有権に変更があった場合は、届出が必要か。**

A 4 建物移転の連絡、区画整理だより等、事務所よりお知らせをする場合がありますので、所有権に変更がありましたら、ホームページに掲載している所有権移転届出書にご記入のうえ、必要書類を添付して事務所へ提出をお願いします。

**Q 5 土地の名義が故人になっているが、事業による移転等に支障はあるか。**

A 5 故人から名義が変わっていない場合、仮換地指定や移転契約の際にすべての法定相続人（権利者）の了承が必要になり、事業に支障をきたす場合がありますので相続の手続きをお願いします。

**Q 6 仮換地指定通知は再発行してもらえるか。**

A 6 再発行はできませんので事業の終了まで大切に保管してください。

**Q 7 固定資産税が移転前の土地面積での請求なのですが。**

A 7 固定資産税については、使用収益の開始日の翌年より仮換地の面積で課税されることとなります。使用収益の開始日の通知は、移転後、仮換地の周りの工事がほぼ完了した際に送付させていただいております。

**Q 8 自分の土地以外の移転先が知りたい。**

A 8 個人情報として扱っているため、地権者からの委任状がない限りお答えすることは出来ませんのでご了承ください。

**Q 9 土地登記の書き換えは誰がするのですか。**

A 9 従前地の表題部（所在地、地目、地積等）を、事業終了時（換地処分時）に施行者である市が換地に合わせて一括で書き換えをします。ただし、所有権の移転等権利部に関してはご自身で書き換えすることとなります。

その他、ご不明な点がございましたら、当事務所へお問い合わせ下さい。

